報告

K市における放課後等デイサービス事業所の現状と課題 — 放課後等デイサービスガイドラインをふまえて —

山本 佳代子

〈要 旨〉

本稿では、K市内における放課後等デイサービス事業所を対象とし実施したアンケート調査をもとに、事業所が実施している職員研修や家族支援について、また保護者や関係機関との連携内容の現状について報告する。特に、(1)保護者会を開催している事業所が少ない、(2)自己評価や外部評価を公開している事業所が少ない、(3)特別支援教育コーディネーターと情報を共有している事業所が少ないことが確認された。

キーワード: 放課後等デイサービス、アンケート調査、ガイドライン

I はじめに

障害のある子どもの放課後の居場所の一つである、 放課後等デイサービス(以下放課後デイ)が2012年に 制度化された。全国で放課後デイが増加し、2014年10 月時点で事業所数5267ヶ所、約9万人を超える子ども が利用している (厚生労働省)。経営主体は、営利法 人(会社)が最も多く38.9%を占める、次に特定非営 利活動法人(27.5%)、社会福祉法人(22.6%)の順となっ ている。放課後デイは、児童福祉法で定められている 他の事業に比べ事業所数の増加が顕著である。その背 景には、「放課後等デイサービスオーナー募集」を謳う フランチャイズなどの存在もあり、そこでは放課後デ イは、「穴場ビジネス」、「高い収益性をほこる事業なの で法人様には最適なビジネス」と紹介され、申請の援 助から指定後のフォローまでを支援する業者も存在す る(1)。 放課後デイが増加し、障害のある子どもの放課 後の居場所は増えた一方、提供する支援の質について の疑問も示されており、厚生労働省も、「提供される支 援の内容は多種多様であり、支援の質の観点からも大 きな開きがあると指摘がなされている状況にある」(放 課後等デイサービスガイドライン)とし、2015年に 「放課後等デイサービスガイドライン」(以下ガイドラ

イン)が策定された。ガイドラインの総則では、趣旨・基本的役割・基本的姿勢と基本活動・組織運営管理について述べられており、支援の多様性も認めつつ各事業所がガイドラインの内容をふまえ、「子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めなければならない」とされている。

ガイドラインで放課後デイの基本的な役割等が示されたが、それをどのように活用するかは各事業所に委ねられている。ガイドラインをもとに作成したアンケート調査を実施し、各事業所の取組みを明らかにすることで、各事業所がどのような視点で子どもの支援に取り組んでいるのかなどについて、保護者や事業所間で情報を共有することが可能となり、より利用者のニーズに沿った支援の提供につながると考える。

本稿では、2015年7月に実施した「K市における放 課後等デイサービスの実態に関するアンケート」調査 から、ガイドラインをふまえ設定した項目の中で、事 業所の運営内容や事業所と保護者や関係機関との連携 について分析した結果を報告する。

Ⅱ 調査方法と倫理的配慮

1. 調査方法

K市内における放課後等デイサービス事業所、全55 事業所を対象とし、郵送自記式アンケート調査を実施 した。調査実施期間は2015年7月から2015年9月で、 回答は無記名とした。

主な質問項目は、①事業所の概要について、②登録 児の概要について、③設備や人員について、④活動内 容や運営について、⑤保護者や関係機関との連携につ いて、⑥事業所の課題についての6項目である。2014 年に実施された全国調査、及び、③、④、⑤について はガイドラインをふまえ項目を設定した。

2. 倫理的配慮について

調査票とともに同封した調査協力依頼書において、 調査の趣旨や手続き等、さらに調査に協力しないこと で不利益等は生じないことを記載した。また、本調査 は西南女学院大学倫理審査会の承認を得て実施した。

Ⅲ 調査結果

1. 回収状況と分析の方法

55 事業所中、有効回答数は21 事業所で回収率は38.1%であった。本稿では、事業所の運営内容や事業所と保護者や関係機関との連携について、アンケート調査で尋ねた項目全てにおいて単純集計した結果を報告する。なお、回答は全て複数回答である。

2. 結果

(1) 職員研修について

事業所が行っている職員研修は、「北九州市や障害児等関係団体が実施する研修等へ職員が参加している」が19事業所(45%)、「事業所内で職員同士の勉強会を実施している」が14事業所(33%)、「事業所に講師を招いて研修会を実施している」が5事業所(12%)、「職員の自己研鑽のため関連の図書を整備している」が4事業所(10%)であった。研修の内容は表1に示した。

半数以上の事業所が、選択肢から2~4つを選択しており、さまざまな方法で研修の機会を設けている。 また研修内容をみると基本的なものから専門的なものまで多岐にわたり、職員間で情報共有しながら子どもたちの支援を行っている。

表1 職員研修について

研修内容

月1回事業所内ミーティング/他事業所との合同勉強会

支援方法に関するセミナーへの参加/セミナー参加者を中心 とした勉強会/虐待防止/感染予防に関する勉強会など

職員が研修へ行った場合、スタッフ会議にて研修内容を伝える

アセスメント、モニタリングの取り方/環境整備など

ヒヤリハット / 発達障害

資格向上のための研修/利用者・児に添った介護技術講習/ 制度(事業別)の研修

発達障害支援の研修 / コミュニケーション研修など

接し方や資格のための研修 / 毎朝ミーティングで話し合い

発達障害者支援センター主催の研修

研修の内容に合わせて参加 / 参加した研修内容をまとめて事業所で活かせることを話しあう

障害児ホームヘルパースキルアップ研修 / 児童発達支援に関する研修他

障害の特性 / 発達障害の理解と支援 / 個別のカンファレンス

(2) 家族支援について

事業所が考える家族支援については、「保護者の休息・介護負担軽減等を保障すること」が15事業所(33%)、「保護者に障害の理解を促すこと」が11事業所(24%)、「保護者の就労の保障をすること」が10事業所(22%)、「きょうだい児の支援をすること」が6事業所(13%)、「保護者会の開催、父母会の活動を支援すること」が3事業所(6%)、「その他」の「育児についての相談や悩みについての支援・他サービスの紹介など」が1事業所(2%)であった。また、事業所で現在は行われていないが、「今後必要だと考えるもの」については、「保護者会の開催、父母会の活動を支援すること」と「きょうだい児の支援をすること」が、他の項目より多く選択されていた。

(3)情報公開について

情報公開については、「ホームページを通じて活動の情報を公開している」が13事業所(52%)、「会報等を通じて活動の情報を公開している」が10事業所(40%)、「第三者による外部評価を事業所の会報やホームページ等で公開している」と「その他」が1事業所ずつ(各4%)、「自己評価の結果を事業所の会報やホームページ等で公開している」は0であった。「その他」では、「パンフレット配布や営業活動」を行っている

ことが示された。

回答があった事業所のうち1事業所を除くすべての 事業所が、「ホームページを通じて活動の情報を公開し ている」、または「会報等を通じて活動の情報を公開し ている」のどちらか、または両方を選択しており、利 用者が活動の情報を得やすい環境であることが確認さ れた。一方、外部評価や自己評価の結果を公開してい る事業所は少なかった。

(4) 保護者や関係機関との連携について

①保護者との連携

保護者との連携では、「連絡帳等を使用して子どもの 状況を保護者と共有している」が21事業所(29%)、 「計画策定時等、定期的に面談を実施し子どもの発達 の状況や課題について共有している」が18事業所 (25%)、「必要があれば随時、事業所内での面談を実 施している」が15事業所(20%)、「必要があれば 随時、家庭を訪問し面談を実施している」が11事業 所(15%)、「アンケート調査等を実施し、保護者の意 向を把握している」が7事業所(10%)、「その他」 の「保護者会を月1回定期的にしている」が1事業所 (1%) であった。連絡帳や面談を通し子どもの様子 や課題を保護者と共有している事業所は多いが、アン ケート調査等を実施し、保護者の意向を把握している 事業所は少数である。また、「その他」で1事業所か ら保護者会についての回答が得られたが、『家族支援に ついて』の項目でも「保護者会の開催、父母会の活動 を支援すること」を選択した事業所は3事業所しかな く、保護者同士が集うことができる場を設けている事 業所は少なかった。

②学校との連携

学校との連携では、「学校の年間計画や行事予定等の情報を把握している」と「下校時刻の確認、引継ぎの項目等の情報を共有している」が共に20事業所(各27%)、「学校の行事や授業参観に職員が参加している」が12事業所(16%)、「下校時のトラブルや、子どもの病気・事故の際の連絡体制について事前に学校と調整している」が11事業所(15%)、「その他」が5事業所(7%)、「特別支援教育コーディネーター等から個別の教育支援計画等について、情報提供を受けている」が4事業所(5%)、「放課後等デイサービス計画を特別支援教育コーディネーター等へ提供している」が2事業所(3%)であった。「その他」については、表2に示した。

表2 学校との連携について

送迎時、先生よりその日の引継ぎを行っている 学校等主催のケース会議に参加している 新規利用希望があった時、支援にまよいが出た 時に学校と調整して情報交換を行っている 本事業所の行事に、登録児が通う学校関係者を 招待する

特別支援コーディネーターや先生達が事業所に 訪問して、お互いでの子どもたちの様子などを 聞き取り共有

回答があった1事業所を除く全ての事業所が、学校の年間計画や行事を把握し、下校時刻の確認、引継ぎを行っていた。また、学校の行事や授業参観への参加、子どもの病気や事故に備え学校と連絡体制を整えている事業所は、全体の約半分であった。さらに、一部の事業所が教育支援計画や放課後等デイサービス計画の共有、学校主催のケース会議への参加等を通し、学校や特別支援教育コーディネーター等と情報共有しながら子どもの支援を行っている。

③関係機関との連携

関係機関との連携では、「障害児相談支援事業所の相談支援専門員が開催するサービス担当者会議に職員が参加している」、「児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関から助言や研修を受けている」、「他の放課後等デイサービス事業所との間で情報共有を図っている」がそれぞれ9事業所(各28%)、「子どもの主治医と連絡体制を整えている」が4事業所(13%)、「その他」の「障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連絡をとっている」が1事業所(3%)であった。事業所が単独で子どもの支援にあたっているのではなく、何らかの関係機関と連携をとり支援を行っている。

(5) 地域との交流

地域との交流については、「実習生やボランティアを受け入れている」と「事業所の行事等で地域の施設を利用している」が共に11事業所(各27%)、「地域の自治会に加入している」が7事業所(17%)、「地域の子ども会の行事や活動に参加している」と「事業所の行事等に地域住民を招待している」がそれぞれ4事業所(各9%)、「地域の放課後児童クラブや放課後こども教室、児童館との交流がある」と「その他」が2事業所(各5%)、「地域住民が事業所でボランティア活

動をしている」は0であった。「その他」は、表3に示した。

回答のあった事業所のうち2事業所は、「実習生やボランティアを受け入れている」という項目しか選択していなかった。その他の事業所は、事業所の外へ出て何らかの形で地域と交流する場を設け、事業所を利用する子どもと地域住民とをつなぐ役割を果たしている。

表3 地域との交流について

所外活動の際、地域児童との交流を行う

その他
地域に対して所内での活動や障害理解のための
お知らせを配布

町づくり協議会に加入している

3. 調査結果から

職員研修について、研修の具体的な内容として今回の調査では確認することができなかったが、障害のある子どもの放課後についての制度や現状を学ぶ研修会を開催している、障害のある子どもの放課後保障全国連絡会⁽²⁾では、「実践検討会」(全国放課後連ニュース)という実践報告を通しての学び合いが重視されている。実践を記録に残し、集団で議論し記録を改めていくという作業を通し、「実践者としての思い」を磨き合い、そのやりとりを子どもたちへの次の働きかけにつなげ、より一人ひとりに合わせた支援を行っている。今後このような職員研修も求められていくと考えられる。

家族支援については、家族支援に含まれる保護者の 就労支援の役割について、ガイドラインの「保護者支 援」の項目には「ケアを一時的に代行する支援を行う こと」とあるが⁽³⁾、2014 年厚生労働省から出された報 告書、「今後の障害児支援の在り方について」では、「保 護者の就労のための支援」という項目があり、そこに は、「子どもに障害があるからといって就労が制限され るようなことはあってはならないという考え方が共有 された」とある。さらに、丸山 (2009) が行った学齢 期の障害のある子どもを持つ保護者を対象とした質問 紙調査の結果からは、保護者が放課後・休日支援に求 めるものとして「就労保障への要求が特に多く」出さ れていることが分かる。しかし同じく丸山(2014)が 全国すべての放課後デイを対象として行った質問紙調 査では、「特に重視していること」についての回答で、 「保護者の就労を保障すること」を選択した事業所が 1864ヶ所中154ヶ所(8.3%)と少なく、事業所が保護者の就労保障という役割にあまり積極的ではないことが分かる。本調査でも、約半数の事業所が保護者の就労保障の項目を選択しておらず、「今後必要だと考えるもの」についても就労保障の項目を選択したのは、2事業所のみであった。今後さらに保護者の就労支援も視野に入れた事業所運営が放課後デイにも求められていくと考えられる。

情報公開では、外部評価や自己評価の結果を公開することは、義務付けられたことではなく、「どのような形で活用するかも自由」(ガイドライン)であるが、各事業所がそれらを活用し支援の質を向上させていくことが求められている。

関係機関との連携について特別支援教育では、2007年学校教育法に法的に位置づけられた際、知的な障害の遅れのない発達障害の子どもへの支援、特別支援教育コーディネーターの配置、個別の教育支援計画の策定などを通し関係機関と連携を図り子どもへの支援を行うことが重要視された。須河(2012)は、障害のある子どもがバランスのとれた力を獲得できるよう、子どもが関わる「それぞれの場面のおとな(保護者・先生・事業所スタッフなど)が必要な情報を共有しネットワークを作る必要がある」と述べている。しかし現時点では、「何を」、「どこまで」、「どのように」連携すればよいのかはそれぞれの事業所に任せられており、連携をどのように捉えるかで違いが生じると考えられる

地域との交流については、障害のあるなしに関わらず、子どもにとっての「放課後」の重要性はさまざまな場面で取り上げられており(白石、川上、増山他)、子どもの健全な発達には、地域住民との交流など地域社会との関わりが欠かせない。放課後の多くの時間を放課後デイで過ごす子どもが、地域社会へ参加できる仕組みをつくる役割が事業所には求められている。

Ⅳ 考察

2012年に放課後デイ制度が創設されてから各地で事業所が増加し、多種多様な支援が行われている。2013年、全国児童発達支援協議会が行った、「障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究」において、さまざまな放課後デイにヒアリング調査を実施し分析した結果、支援の特徴別におよそ10の類型に分けられている(4)。障害のある子どもの放課後の居場所が増え、

習い事として利用できる放課後デイもあり、本人または保護者がしたいことを選択できる環境になりつつある。このような状況は、障害のない子どもたちの放課後と比べても遜色がないかもしれない。しかし、放課後デイの量の増加に伴い問題も浮上している。共同通信のまとめによると、2016年2月時点で、16自治体の放課後デイ20事業所が、利用実態がないのに報酬を受け取る、必要な職員を配置していないなどの不正により、指定取り消しなどの行政処分を受けている。自治体が返還を求めた金額は約2億円に上ると報じられた⁽⁵⁾。他にも、放課後デイ職員による利用者への性的虐待や心理的虐待⁽⁶⁾なども報じられている。その背景には、運営基準の甘さやチェック機能の甘さなどが指摘されている。

他にも、「支援の質」の問題がある。事業所により、 「発達支援や療育」を重視している事業所と、子ども の「預かり」を主に行っている事業所がある。放課後 デイの「支援の質」について考えるとき、子どもにとっ ての放課後を、子ども本人、保護者、放課後デイ事業 所の3者がどのように考えるのかが重要となる。 放課 後デイでは、生活能力の向上のために必要な訓練や、 社会との交流の促進等を実施することが目的とされる が、日中を学校で過ごし、教育を受けている子どもた ちに放課後もさらに「必要な訓練」とはどのような訓 練であるのかについて、各事業所が明確に示していく ことが求められる。障害のない小学生であれば、放課 後の余暇を塾や習い事の他、学童保育や児童館で仲間 と主に「遊び」過ごしている。放課後デイを利用する 小学生にとっての放課後を、保護者や事業所が「余暇」 と捉えるのか、「療育や発達支援の場」と捉えるのか、 また放課後デイで子どもにどのような力をつけさせた いと考えているか、そのために事業所は子どもにどの ような支援を提供できるのかなどについて、それぞれ が明確にしたうえで子どもが過ごす場を選択できると 良いのではないだろかと考えられる。

また、「預かり」については、保護者の就労保障とも 関連して考える視点が求められる。本稿Ⅲの『家族支 援について』でも述べたように、障害のある子どもを 持つ保護者が、放課後や休日支援に求める役割として 就労保障の要求は多い。長期休暇や母子家庭の支援も 訴えられている。一方、放課後デイに必要以上に子ど もを預けることによる保護者の「養育力の弱体化」も 指摘されている(全国児童発達支援協議会)。しかし、 障害のない子どもが多く利用する学童保育に目を向け れば、そこでは発達支援と就労保障が行われている。 そこには、子どもの障害の有無により保護者の就労が制限されている状況があると考えられる。「預かりや余暇支援のみを提供するだけでは不十分」と考える放課後デイ事業所もあり⁽⁷⁾、今後、就労を希望する保護者のニーズと子どもの発達支援や療育の実践を理念とする事業所双方が納得できる仕組み作りが必要となる。

さらに、小学生に比べて放課後デイの利用が少ない中学生、高校生への対策も課題として挙げられる。保護者の就労保障を考えるとき、障害がある中学生、高校生の家庭以外の放課後の居場所が求められる。卒業後の地域での生活を視野に入れ、保護者でも学校の教員でもない、第三者との関わりを持つことが望ましい。すでに実践されている、「地域交流支援型」や「思春期課題型」など発達課題に応じたプログラムを提供する事業所が、今後各地に増えていくことが期待される。

ガイドラインも制定され、障害のある学齢期の子どもの健全な育ちを支援する基本的な基準が示された。子どもたちと「放課後」を共に過ごす大人が、その時間の魅力を理解した上でガイドラインを活用し、子どもたちの生活を支えていく姿勢と、各自治体のチェック機能のさらなる充実が今後求められる。

Ⅴ おわりに

本調査では、K市における放課後デイ事業所が行っている職員研修や家族支援などの運営内容、関係機関との連携について、実際にどのような運営を行っているのか明らかにすることを目的とした。ガイドラインをふまえ質問項目を細かく設定することで、ガイドラインが求める事業所像に対する各事業所の取り組み内容と、全体的な傾向を把握することができた。今後は、保護者が子ども達の放課後をどのように考えているのか、保護者が事業所にどのような期待を持っているのか、保護者のニーズ調査も進め、放課後等デイサービス制度が子どもや保護者にとって魅力的なサービス提供につながるよう調査を進めていきたい。

引用・参考文献

一般社団法人全国児童発達支援協議会:障害児通所支援の 今後の在り方に関する調査研究報告書.厚生労働省平 成25年度障害者総合福祉推進事業,2014

川上敬二郎:子どもたちの放課後を救え!. 文藝春秋, 2011 白石正久:障害児がそだつ放課後 _ 学童保育は発達保障と 和みの場所, かもがわ出版, 2007

須河浩一:障害のある子どもの生活・学校・地域をつなぐ 支援のために―児童福祉法改正に伴う制度改革につい て(保育所等訪問支援事業を中心に)発達33(130):73-80,2012

厚生労働省:平成26年社会福祉施設等調査の概況

厚生労働省:今後の障害児支援の在り方について(報告書) ~「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべき か~. 障害児支援の在り方に関する検討会,平成26年 7月16日

厚生労働省: 放課後等デイサービスガイドライン

全国放課後連ニュース:障害のある子どもの放課後保障全 国連絡会第32号,2016

文部科学省:特別支援教育の推進について(通知)

増山均・齋藤史夫編著:うばわないで!子ども時代 _ 気晴ら し・遊び・文化の権利(子どもの権利条約第31条).朝 日本出版社,2012

丸山啓史:障害のある子どもの放課後・休日支援の現状と 課題—保護者対象全国調査より—障害者問題研究 36 (4):72-79, 2009

丸山啓史:障害児の放課後活動の現況と変容—放課後等デ イサービス事業所を対象とする質問紙調査から—SNE ジャーナル 20(1):165-177, 2014

注

- (1) 2016年7月22日、インターネットの検索サイトYahoo に、「放課後デイ・開業・手続き」と入力し検索すると 約27400件が該当した。そこには、行政書士による「短期間・低コストで事業開始を可能にする開業支援パック」 などの宣伝も多くみられ、異業種からの参入、福祉事業を知らない人、経験がない人など誰もが容易に事業 参入ができる仕組みがあった。
- (2) 障害のある子どもの放課後および学校休業日における 活動を発展させる運動を進め、障害のある子どもの発 達およびその家族への援助が保障されるようにするこ とを目的として活動している(ホームページより抜粋)。

2004年に結成。

- (3) 放課後等デイサービスガイドライン、1総則(2)放課後等デイサービスの基本的役割○保護者支援には、①子育ての悩み等に対する相談を行うこと②家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること③保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと(下線筆者)と述べられている。
- (4) 医療的なケアを必要とする重症心身障害児を対象とし た「医ケア児型」、不登校中学生を対象とし、学習支援 やメンタルヘルスなどへ対応する「不登校児型」、聴覚 障害児を対象とし就学前療育の継続と年齢相応の地域 交流を図る「療育支援型」、幅広い年齢層の遊び場や 居場所を提供することを特徴とした「異年齢交流型(自 立準備型)」、学齢期から継続的に職場体験学習を行 う「ぷれワーキング型(自立準備型)」、中学生以上のク ラスで、地域資源の活用や地域の人へのヘルプスキル 獲得などを実施する「地域交流支援型」、余暇活動の 提供だけでなく、地域の力を活用し自己選択力も身に つけられるよう多彩なプログラムを提供する「余暇支援 (自己選択・決定)型」、障害の状況、種別に関わらず、 居住地区での安心できる放課後の居場所を提供する「サ ロン型」、年齢・課題によりグループ構成し、活動を通 し自己理解や他者理解を深められるよう支援を実施す る「ピア交流支援型」、思春期のさまざまな課題に対応 するため、学校との連携を図りながら、小グループによ る SST や卒業を見据えた活動を導入している「思春期 課題型」、その他にも学習支援を行う「塾型」、ピアノ やパソコン、習字などが習える「習い事型」など多様で ある。
- (5) 2016 年 5 月 16 日、毎日新聞や西日本新聞等で報じられた。狭い部屋で何時間もアニメの DVD を流している、働いているのは学生バイトなど素人だらけなど一部の放課後等デイサービス事業所の内情が報じられた。
- (6) 2015 年 6 月 11 日朝日新聞によれば、青森県八戸市の放課後等デイサービス事業所で、生活支援員の男性職員による少女への性的虐待があり、事業所が職員を懲戒解雇している。県障害福祉課は再発防止に向け、「障害者施設は外部の目が行き届きにくいので、風通しの良い運営を指導していく(下線筆者)」とコメントしている。また、2015 年 7 月 2 日朝日新聞によれば、大阪府堺市西区の放課後等デイサービス事業所クレヨンが、職員が知的障害のある児童に自宅の犬小屋を掃除させたり、児童の前で職員を怒鳴ったりしたのは心理的虐待にあたるとして、半年間、新規利用者の受入れを停

止する処分を受けた。

(7) 障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究報告 書において、放課後等デイサービス事業所へ行ったヒ アリング調査では、「発達支援をベースに行うべき」、「預 かりニーズは学童保育の役割」などの要望を持つ事業 所もみられた。

Actual Conditions and Problems of After-School Day Service Centers in K City: Based on After-School Day Service Guidelines

Kayoko Yamamoto

<Abstract>

Based on a questionnaire given to after-school day service centers in K City, this paper reports on the staff training and the family support centers that are being put into effect, and the cooperation with parents or related facilities. It was found (1) Few centers hold parents meetings, (2) Few centers exhibit their own evaluation or the outside evaluation, (3) Few centers share information with special needs education coordinators.

Keywords: after-school day service centers, questionnaire, guidelines